１箇月及び２暦日の拘束時間の延長に関する協定書（例）

（車庫待ち等の隔日勤務のタクシー運転者）

○○タクシー株式会社代表取締役○○○○と○○タクシー労働組合執行委員長○○○○（○○タクシー株式会社労働者代表○○○○）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第２条第２項第３号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１ 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所（又は○○駅）において待機する就労形態のものとする。

２ １箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は１日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 270  時間 | 262  時間 | 268  時間 | 262  時間 | 268  時間 | 262  時間 | 262  時間 | 268  時間 | 268  時間 | 270  時間 | 262  時間 | 268  時間 |

３ ２暦日の拘束時間に関し、22時間を超える回数及び２回の隔日勤務を平均し隔日勤務１回当たり21時間を超える回数の合計は、１箇月について５回以内とする。また、夜間４時間以上の仮眠を与えることとする。

４ 上記３を満たす場合において、２暦日の拘束時間を24時間まで延長するものとする。また、この場合において、１箇月の拘束時間は、下の表のとおり、上記２の表の各月に10時間を加えた時間とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 280  時間 | 272  時間 | 278  時間 | 272  時間 | 278  時間 | 272  時間 | 272  時間 | 278  時間 | 278  時間 | 280  時間 | 272  時間 | 278  時間 |

５ 本協定の有効期間は、令和〇年４月１日から令和〇年３月３１日までとする。

以上

令和　　年　　月　　日

○○タクシー労働組合執行委員長 ○○○○ 印

（○○タクシー株式会社労働者代表 ○○○○ 印）

○○タクシー株式会社代表取締役 ○○○○ 印